

行政手続コストの削減に向けて

2017年9月15日

一般社団法人 日本経済団体連合会

常務理事 根本勝則

－ 本日の内容 －

1. 行政手続コストの削減に向けた考え方

2. 基本計画に対する意見

- ① 調査・統計 
- ② 社会保険 
- ③ 国税・地方税 
- ④ 営業の許可・認可 
- ⑤ 従業員の労務管理 

1. 行政手続コストの削減に向けた考え方①

基本的な考え方

- 「世界で一番ビジネスしやすい国」の実現に向け、スピード感を持った行政手続コストの削減が不可欠。
- 2020年までに行政手続簡素化の3原則をあらゆる手続で実施することが前提。
- 3原則の推進にあたり、利用者目線に基づくインターフェースのユーザビリティ確保が重要。
- 「官民データ活用推進基本法」の施行を踏まえた「紙から電子へ」の原則転換が必要。
- 行政のバックヤード側の処理の電子化も重要な視点。
- マイナンバー制度の徹底活用を視野に入れた取り組みが必要。
- 国・地方を含めたワンスオンリー原則を実現すべく、IT総合戦略本部との連携も重要。

基本計画に関する問題点（府省庁縦割りに起因する問題）

- 計画の策定主体が不統一（省庁単位、局単位、部単位）
- 計画の作成方法が不統一（分野毎に公表、同一分野の業毎に公表、複数分野を統合して公表）
- 削減方策の対象範囲が不統一（個別手続毎の方策、分野毎の方策）
- 計画のファイル形式が不統一（WordファイルとPDFファイルが混在。PDFの一部は文字列の検索不可）

1. 行政手続コストの削減に向けた考え方②

基本計画の評価に必要な視点

- 三原則（①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③書式・様式の統一）は徹底されているか。
- 手続・業務自体の見直し（BPR）まで踏み込んでいるか。
- 省庁横断、地方公共団体の関与・協力を視野に入れているか。
- 事業者側に義務を課す内容（例：電子申請）の場合、負担軽減に向けた環境整備も同時に考慮されているか。
- 計画の実施時期は適切か。とくに、事業者が使用するシステム改修等のスケジュールを踏まえているか。

負担に感じる主な手続		主な負担内容
① 調査・統計に対する協力	47.8%	○ 提出書類の作成負担が大きい
② 社会保険に関する手続	46.7%	○ 申請様式の記載方法・記載内容がわかりにくい
② 従業員の納税に関する事務	46.7%	○ 手続のオンライン化が全部または一部されていない
④ 地方税の申告・納付	45.7%	○ 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる
⑤ 国税の申告・納付	44.6%	○ 同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる
⑥ 営業の許可・認可に係る手続	40.5%	○ 手続に要する期間（処理期間）が長い
⑦ 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行	32.5%	○ 審査・判断基準がわかりにくい
⑧ 施設の安全に関する手続	27.3%	○ 申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない
⑨ 補助金の交付申請時の手続	22.5%	○ 同様の書類を、複数の組織・部署・窓口提出しなければならない
⑩ 従業員の労務管理に関する手続	21.1%	

出典：事業者の規制・行政手続簡素化に関する調査（経団連結果）

2. 基本計画に対する意見（①調査・統計）



総論

- 調査項目の見直しやオンライン化のみならず、統計改革推進会議の検討結果に基づく負担の大幅軽減を図るべき。
- とりわけ、省庁毎に実施する類似調査や共通調査項目との一本化に向けた政府横断的な検討が必要。
- 法人番号を活用する視点も重要。（例：法人番号の入力で企業の属性情報の回答不要化）

統計改革推進会議 最終取りまとめ（2017年5月）

4. 報告者負担の軽減と統計業務等

(1) 報告者負担の軽減

- 報告した行政記録情報の統計作成等への転用、ニーズの低下した統計調査の廃止、調査事項の重複排除、調査事項の縮減、オンライン調査の導入早期化及び利用率向上
- 報告負担別途の大きい大企業等に専任担当者を配置し、プロファイリング（公開情報等による活動状況の定期的な把握）を通じて支援

(2) 統計業務の見直し・業務効率化及び各種統計の改善

- 統計委員会に設置した統計棚卸チームが、統計の利活用促進、報告者負担の軽減、業務効率化の徹底を図り、官民の統計関係コストを3年間で2割削減
- 統計委員会に設置した評価チームが、個別統計の品質を評価

各論

(1) 類似調査の集約・一本化

例：職種別民間給与実態調査（人事院）、民間給与実態統計調査（国税庁）、賃金構造基本統計調査（厚労省）

(2) 大規模調査におけるコスト削減の実施

例：経済センサス（総務省、経産省）／工業統計調査（経産省）／商業統計調査（経産省）法人土地・建物基本調査（国交省）

(3) 行政手続コスト削減の対象外とされた「情報提供に対する協力」における取り組みの必要性

例：下請事業者との取引に関する調査（経産省）／環境法令全般における各定期報告の一元化（国・地方公共団体）

2. 各論：基本計画に対する意見（②社会保険）



総論

- 三原則に加えて、「ワンストップ化」を打ち出したことを高く評価。
- マイナンバー制度の活用を通じたバックヤード連携の徹底等による手続の省略・廃止に期待。
- 電子的申請の義務化にあたり、e-Govの利便性向上をはじめとする環境整備が不可欠。

各論

(1) バックヤード連携の徹底等による手続の省略・廃止

【手続の廃止】

例（第3号を含む）被保険者住所変更届ならびに氏名変更届／第3号被保険者扶養配偶者非該当届／ローマ字氏名届

【添付書類の見直し】

例：月額変更届（給与明細・勤務表）／育児休業給付金申請（母子手帳）／高年齢雇用継続基本給付金（運転免許証or住民票）

【重複手続の簡素化・一本化】

例：育児休業給付金支給申請書／健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書／適用事業所増設手続

【従業員本人の押印・署名の省略】

例：高年齢雇用継続給付申請、育児休業給付申請

(2) 電子的申請の義務化に向けた環境整備

【e-Govの利便性向上】

例：データの入力制限緩和／CSVデータの読み込み／データ呼び出し機能の追加／算定基礎額の入力による保険料の自動計算

【API連携の推進】

例：ソフト導入に向けた補助金・助成金の支給、電子申請に一括でデータ連携可能な入口orアップロードの準備)

【健保組合における電子化の対応状況との整合性】



総論

- 電子申告の義務化にあたり、①手続のBPR ②e-Tax・eLTAXの利便性向上 ③事業者の準備期間の考慮が不可欠。
- ワンスオンリー原則の実現に向け、国と地方の情報連携を盛り込んだことを高く評価。
- 基本計画の策定を受けて、事業者ヒアリングを行うなどしており、行政手続コスト削減に向けた今後の取り組みに期待。

各論

(1) 電子申告・納税の環境整備

【e-Tax・eLTAXの利便性向上】（国税・地方税）

例：申告書や添付書類の受入ファイル形式柔軟化／電子署名の簡素化の前倒し実施／送信容量拡大等のサーバ強化の前倒し実施

【申告書様式の統一】（地方税）

例：地方団体ごとに異なる申告書様式の早期の統一

【電子納税の推進】（地方税）

例：一度の手続で全地方団体に対して電子納税可能な共通電子納税システム（共同収納）の導入

(2) 手続の見直し

【添付書類等の提出省略】（企業側で保存し、税務調査時の提出のみで対応等）（国税）

例：適正課税の確保上、提出が必要不可欠な各種申告書・添付書類以外は、提出を省略し、保存義務化（勘定科目内訳明細書など）

【連結納税手続の見直し】（国税）

例：個別帰属額届出書の連結子法人からの提出不要化（連結親法人による一括送信）

【手続の省略】（国税・地方税）

例：経理責任者の自署・押印の廃止



総論

- 電子化がなされていない手続が多く存在。手続自体の必要性を見直したうえで電子化を積極的に検討すべき。
- 国・地方の複数機関に対して手続を実施するケースが多く、行政機関同士のバックヤード連携による負担軽減が有効。
- 工場やオフィスの立地規制等も幅広く許認可として削減方策を検討すべき。

各論

(1) 建設業法

例：変更届の提出時に必要な役員・社員の関係書類の原本・写しの関係省庁連携による削減

例：会社法に基づく財務諸表の様式と建設業法に基づく財務諸表の様式が異なるため、会社法の様式による財務諸表で代用

(2) 屋外広告物法

例：自治体（都道府県、指定都市、中核市）毎の登録・変更手続の一本化

(3) 古物営業法

例：都道府県公安委員会毎の許可取得の見直し／変更届出に必要な役員の提出書類の削減

(4) 保険業法

例：各種届出の省略（子会社の住所変更／特殊関係者の業務の内容変更等）

(5) 貸金業法

例：事業報告書と業務報告書の一本化／重要な使用人及び貸金業務取扱主任者の登録時における添付書類の省略

(6) 放送法

例：変更登録（放送エリアの拡大）における提供エリアに関する住所情報の変更箇所のみデータ提出

2. 各論：基本計画に対する意見（⑤従業員の労務管理）



総論

- 労働基準法等に関する手続は電子申請への認知度が低いいため、一層の周知・広報が必要。
- 雇用関係助成金等の手続について、オンラインによる計画書の認定申請を可能とする方策を打ち出したことを評価。
- 添付書類の提出省略等、手続の一層のBPRに期待。

各論

(1) 電子的申請に向けた環境整備

【手続全体の電子化の検討】

例：離職票1・2は勤務先から従業員に紙媒体で配付

【電子申請の対象範囲の拡大】

例：労災保険給付申請／特定求職者雇用開発助成金／障害者職場定着支援奨励金／障害者トライアル雇用奨励金

(2) 手続の見直し

【手続の省略】

例：労災保険受給者の住所変更手続

【添付書類の提出省略】

例：障害者職場定着支援奨励金（前回申請時から変更がない場合の労働条件通知書・対製図・配置図等の提出不要化）

【一括手続の実現】

例：労務管理に関する各種申請・届出の本社管轄労働基準監督署への一括提出の実現

(3) その他

【事務の統一】

例：各地域のハローワーク間の事務の統一（書式、添付書面）

【提出期限の見直し】

例：障害者雇用調整金の申請期限（個人毎に「月別所定労働時間」「月別実労働時間」を入力する手間が煩雑）